

眼底カメラ

仕 様 書

隠岐広域連合立
隠岐病院

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

網膜や視神経の出入り口を見ることで白内障や緑内障などの疾患を検査する機器。
現有機器は、耐用年数を超過し部品供給も終了しており故障時に修理ができない状況である。
以上のことから、眼底カメラの導入を行う。

2. 調達物品及び構成内訳

品名：	眼底カメラ	
構成内訳：	本体	1台
	電動光学台	1台
	デジタルカラープリンター	1台

II. 基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 本体

- (1) 可視光を眼底に照明し、反射光を受光して撮影画像を生成すること。
- (2) カラー撮影機能、レッドフリー撮影機能、FAG撮影機能、FAF撮影機能を装備していること。
- (3) 撮影画角は、 50° 、 35° 、 20° であること。
- (4) 光学ファインダーを有していること。
- (5) 撮影倍率は、画角 50° で 1.84 倍、 35° で 2.45 倍、 20° で 4.28 倍であること。
- (6) 作動距離は、39.0mm であること。
- (7) 寸法は、幅 300mm～350mm、奥行き 500mm～550mm、高さ 500mm～720mm の範囲内であること。
- (8) 質量は、35kg 以下であること。
- (9) 被検眼の屈折異常を補正するフォーカス範囲は、0 : -10D to+6D、- : -23D to-9D、+ : +5D to+23D、A : +22D to+41D であること
- (10) 光学ファインダーの視度調整範囲が-6D～+5D であること。
- (11) 上下俯仰角度は、上方 15° 、下方 10° であること。
- (12) 電源電圧および周波数が 100～120V/200～400W/50～60HZ であること。
- (13) 電源入力が 1500VA であること。
- (14) 外部接続用に USB、LAN を備えること。
- (15) PC を使用する場合、PC ラックを付属すること。
- (16) 当院保有の眼科情報システム「(株) ビーライン製 : Eye Base Net System」 と連携し画像情報の登録が行えること。

2. 電動光学台

- (1) 1. で示した本体を設置して検査が行えること。
- (2) 上下動ストロークが 200 mm であること。
- (3) 最低高さ 604 mm、最高高さ 804 mm であること。

3. デジタルカラープリンター

- (1) 1. で示した本体のデータを印刷出来ること。
- (2) 寸法は幅 212 mm×高さ 98 mm×398 mm であること。
- (3) 質量は 5.5kg であること。

III. その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 納入物品の搬入に要する養生、据付け及び稼働のための調整等を行うこと。
2. 納入物品の納期及び納入場所については、当院と協議すること。
3. 納入物品の搬入、据付け、配線、配管及び調整等については、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。

4. 当院が用意する一次側電源以外に必要な電源設備、給排水設備及び配管設備等があれば、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
5. 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
6. 年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。また、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
7. 納入検査終了後から1年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
8. 納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
9. 取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で1部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
10. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
11. 納入物品のうち、薬機法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
12. 納入物品の十分な教育訓練を行うこと。なお、教育訓練の日時及び場所については、当院と協議の上行うこと。
13. 納入物品のうち、配線ケーブルは、カテゴリ5以上オレンジ色を使用しコネクタはRJ-45とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。
14. 納入物品のうち、眼科情報システムへの接続に要する費用を負担すること。
15. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。